

若狭みはま観光プラットフォーム構築業務

公募型プロポーザル実施要項

福井県美浜町

若狭みはま観光プラットフォーム構築業務 公募型プロポーザル実施要項

I 概 要

1 目 的

福井県美浜町では、令和 8（2026）年度からの 10 年間を期間とする「第二次美浜町観光振興計画」を策定し、「持続可能な観光地域づくり」を戦略ビジョンに掲げ、観光を地域経済のエンジンとして育て、従来の「通過型観光」から美浜の物語を深く体験する「周遊滞在型観光」への転換を目指している。

しかし、現状の観光協会サイトは情報を網羅するだけの「カタログ型」に留まっており、本計画の推進にあたって解決すべき課題を抱えている。まず、アクセスが夏の海水浴シーズンに極端に集中し、三方五湖・国吉城・サイクリングルートなど通年で需要のあるコンテンツについては特集記事やモデルコースが整備されていないため、検索の受け皿がなく、需要の偏りが生じていること、また、来訪者アンケートでは「三方五湖」の人気の高い一方、アクセス解析上はその需要を十分に取り込めていないというギャップが生じている。加えて、「美浜においで！」が別サブドメインで運用され SEO 評価が分散していること、SNS からの流入が 0.37%（地方観光サイトの平均 1～3% を大きく下回る水準）と極めて少なく、情報発信の連動性が不足している点も大きな課題となっている。

本業務は、これらの課題をデジタル・マーケティングの側面から解決し、計画のビジョンを強力に牽引するために実施する。リニューアルを通じて「いつてみたいから、ずっといたいへ」という愛着を抱かせる「体験提案型」サイトへと刷新するとともに、オンライン予約機能の実装や美浜町ブランドサイトとの緊密な連携により、持続可能な観光地経営の基盤を構築することを目的とする。

本業務の実施に当たっては、高度な企画力、情報設計力、デザイン力及びデジタル・マーケティングの知見を必要とし、価格のみによる競争では目的を達成し得る最適な事業者を選定することが困難であることから、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

以上のことから、本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要項に従って「参加表明」をされたい。

2 プロポーザル方式により実施する業務

（1）業務名

若狭みはま観光プラットフォーム構築業務

（2）業務内容

- ア ブランドサイトとの関係性強化
- イ Web サイトの全体設計（デザイン・サイト構造の一新）
- ウ オンライン予約・決済機能の実装
- エ SNS 連動設計

※詳細は「若狭みはま観光プラットフォーム構築業務 仕様書」によるものとし、本要項と仕様書の記載に相違がある場合は、仕様書の定めを優先する。

（３）履行期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

※履行期間内に、仕様書に基づく Web サイトの構築、動作確認及び新サイトの公開までを完了すること。

（４）履行場所

美浜町役場ほか、発注者が指定する場所（協議・報告等）。ただし、制作作業を行う場所は受注者の事業所によることができる。

（５）提案限度額

6, 7 9 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込）

※この金額は事業の規模を示す額であり、契約時の予定価格ではない。

※提案金額がこの額を超える提案は失格とする。

（６）参考資料

ア 若狭みはま観光プラットフォーム構築業務 仕様書

イ 第二次美浜町観光振興計画

(<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/soshiki/11/16127.html>)

ウ 美浜町ブランドサイト

(<https://www.view-wakasamihama.jp/>)

エ 現行の一般社団法人若狭美浜観光協会ウェブサイト及び「美浜において！」サイト

オ 現行サイトのアクセス解析データ、来訪者アンケート結果及びマーケットレポート

※オの資料は、参加表明書を提出した者に対し、求めに応じて事務局から提供する。

３ 参加資格要件

当該プロポーザルに参加することができる者は、次の条件をすべて満たし、かつ、次に掲げる事項について美浜町長の確認を受けた者とする。

（１）参加資格

ア 日本国内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。

イ 参加表明書を提出する時点において、令和 7 年度及び令和 8 年度美浜町競争入札参加資格者名簿又は福井県競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。（競争入札参加資格について、Ⅳ－４（６）も参照すること。）

ウ 参加表明書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 参加表明書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている

者でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、本プロポーザルに参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2項に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

キ 令和3年（2021年）4月1日以降に、独立したウェブサイトの制作（新規またはリニューアル）を20件以上完了した実績を有すること（※ページ数ではなく、ウェブサイトの総数とする）。また、当該実績のうち10サイト以上において、コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を導入していること。

ク 本業務を統括する業務総括責任者（以下「総括責任者」という。）を専任で配置できること。総括責任者は、キに掲げる実績に係る業務において、責任者又は主たる担当者として従事した者であること。

ケ 契約予定者に選定された場合、提案時に配置を予定した技術者が当該業務を一貫して担当でき、自ら主体となって行うことができること。

コ 取り扱う個人情報及び機密情報について、適切な管理体制を有していること。

サ 若狭みはま観光プラットフォーム構築業務プロポーザル審査委員会の審査委員でないこと。

シ 前号の審査委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、又は所属する法人その他の組織でないこと。

※観光協会、地方公共団体、DMO その他の公的団体を発注者とするウェブサイト構築実績、及びオンライン予約・決済機能の実装実績は、必須の参加資格要件とはしないが、技術提案書の評価において考慮する。

（2）協力者（協力事業者）

参加表明書を提出する者は、総括責任者が行う業務を除く専門分野（デザイン、写真・動画の撮影、取材・執筆、コーディング、予約・決済システムの導入等）について、協力者（協力事業者）を加えることができる。この場合、協力者の業務実績等についてもプロポーザルの評価対象とする。

なお、同一の協力者が複数の参加者の協力者となることは妨げないが、その旨を参加表明書に明記すること。

（3）業務実施上の条件

ア 総括責任者は、参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）の組織に属していること。

イ 参加者は、本プロポーザルにつき一の提案しか行うことができない。

ウ 本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。

4 選定方針

本プロポーザルの審査は、まず参加者の参加資格を確認し、技術提案書の提出を求めるもの（以下「技術提案者」という。）を選定する。次に、技術提案者を対象として、別紙に定める評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションを用いて評価を点数化して審査し、評価点数により最優秀提案者を選定する。

5 スケジュール

(1) 実施要項等の公表	【令和8年10月2日（金）】
(2) 参加表明書の提出期限	【令和8年10月9日（金）】午後4時まで
(3) 資格確認の結果通知	【令和8年10月14日（水）】
(4) 技術提案に関する質問提出期限	【令和8年10月22日（木）】午後4時まで
(5) 技術提案に関する質問の回答	【令和8年10月26日（月）】
(6) 技術提案書の提出期限	【令和8年10月29日（木）】午後4時まで
(7) プレゼンテーション及び審査	【令和8年10月30日（金）】（予定）
(8) 審査結果の通知・契約予定者の決定	【令和8年11月4日（水）】（予定）
(9) 契約の締結	【令和8年11月16日（月）】（予定）

※日程は現時点の予定であり、変更する場合がある。変更する場合は町ホームページに掲載する。

6 事務局

美浜町役場 観光誘客課

〒919-1141 福井県三方郡美浜町郷市 11-8-7

電話番号：0770-32-6705 FAX：0770-32-6740

メールアドレス：kanko@town.fukui-mihama.lg.jp

※本業務の実施にあたっては、一般社団法人若狭美浜観光協会が運用主体として協議に参加する。

7 プロポーザル実施時の留意事項

- (1) 書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの出席等に要する費用の一切は、参加者の負担とし、参加報酬等の支払いはしない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、町は本件の審査以外に使用しない。
- (3) 提出された全ての書類について、美浜町情報公開条例に基づき公開を求められたときは公開することとなるため、公開できない部分がある場合は、その部分と公開できない理由を申し出ること。ただし、全面非公開とすることはできないので留意すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法、素材等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

- (5) 提出された全ての書類は、提出後の差し替え及び再提出を認めない。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (7) 本プロポーザルは、契約の相手方を選定するための手続であり、提案された内容の全てを実施することを保証するものではない。

Ⅱ プロポーザルへの参加

1 参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の必要書類を提出し、参加資格があることの確認を受けること。

(1) 必要書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 業務実績調書（様式2）
- ウ 配置予定技術者の資格、経歴、経験等（様式3）
- エ 業務実施体制図（様式4）
- オ 様式2、様式3及び様式4の内容が確認できる資料

(2) 提出期間

【令和8年10月2日（金）】から【令和8年10月9日（金）】まで（美浜町の休日を定める条例（平成元年美浜町条例第22号）第1条に規定する町の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。郵送による場合は、配達記録が残る方法により提出期限必着とする。電子メールによる場合は、I－6事務局あてPDF形式で送信し、事務局からの受信確認の返信をもって受付とする（1通あたり10MBを超える場合は分割して送信すること）。

(4) 提出部数

持参又は郵送による場合 正本1部、写し1部

(5) 提出先

I－6事務局と同じ

(6) 技術提案意思の確認

参加表明書の提出をもって、本件の技術提案の意思があるものとみなす。

(7) 参加資格の確認

参加表明書の提出日を基準日とし、基準日においてI－3に掲げる事項について確認を行った

後、資格要件を満たしている参加表明者については受理し、その結果を【令和 8 年 10 月 14 日（水）】に通知する。

確認を受けられなかった者は、確認を受けられなかった理由について、町に説明を求めることができる。その方法は書面（電子メールを含む。）によるものとし、資格確認結果の通知後 5 日（町の休日を除く。）以内に提出するものとする。町は、これを受理した日から 5 日（町の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

2 質問及び回答

（１）質問方法

質問書（様式 5）に記入して、I－6 事務局あて電子メールにより提出すること。送信後、電話により到達の確認を行うこと。

（２）受付期間

質問の提出は、【令和 8 年 10 月 22 日（木）】午後 4 時までとする。

（３）回答時期

質問に対する回答は、【令和 8 年 10 月 26 日（月）】までに技術提案者全員に電子メールにより一斉送付するとともに、町ホームページに掲載する。なお、質問回答書は、この要項の追加又は修正とみなす。

※ 1 受付期間を経過した後の質問や、電話・口頭での質問は受け付けない。

※ 2 本業務に関係ないと判断される質問には回答しない。

※ 3 質問内容に参加者固有の技術・ノウハウが含まれる場合は、その旨を明記すること。公開により参加者の権利を害するおそれがあると町が認めた場合は、当該質問者にのみ回答する。

3 技術提案書の提出

（１）提案書類

ア 技術提案書（様式 6）

イ 技術提案の内容（様式 7）

ウ 添付書類

①見積書（任意様式。様式 7 の 8 に記載した内訳と整合させること。）

②会社概要等（パンフレット等）

③トップページ及び主要な下層ページのデザインイメージ（任意様式。A4 判 3 枚以内。）

④サイトマップ案（任意様式。A4 判 3 枚以内。）

⑤その他町が提出を求めた書類

※ 1 様式 7 は、A4 判 20 ページ以内とする（表紙及び添付書類を除く。）。

※ 2 各様式は A4 判で統一すること（図表等のため横置きとすることは妨げない。）。

※ 3 様式は番号順に揃えておくこと。（ホッチキス止めはせず、クリップ等で留めること。）

※ 4 専門用語には注釈を付す等、専門知識を有しない者にも理解できる記載に努めること。

（２）提出期間

【令和 8 年 10 月 15 日（木）】から【令和 8 年 10 月 29 日（木）】まで（美浜町の休日を定める条例第 1 条に規定する町の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。

（３）提出方法

持参又は郵送により提出するものとし、郵送による場合は配達記録が残る方法により提出期限必着とする。併せて、提案書類一式の電子データ（PDF 形式）を電子メール又は DVD-R により提出すること。

（４）提出部数

正本 1 部、副本 8 部及び電子データ 1 式

（５）提出先

I－6 事務局と同じ

Ⅲ 技術提案書の評価

1 提案書の評価方法

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。その後、若狭みはま観光プラットフォーム構築業務プロポーザル審査委員会において、別紙の評価基準により厳正かつ公平に審査を行う。

2 プレゼンテーション

- （１）1 提案者あたり 45 分以内とする。（説明 30 分、質疑 15 分）
- （２）発表順序は、町において決める。
- （３）出席者は 1 者 5 名以内とする。（協力事業者の参加も可能とする。）ただし、総括責任者は必ず出席し、自ら説明を行うこと。
- （４）プレゼンテーションに必要となる機材（パソコン及び接続に必要なアダプタ等）は提案者が準備する。プロジェクタ及びスクリーンは町が用意する。
- （５）プレゼンテーションに係る資料は、提出済みの提案書類のみとする。ただし、画面遷移・操作性等を説明するため、提出済みのデザインイメージ等を画面上で動作させて示すことは妨げない。
- （６）日程等は別途通知する。

3 提案書の評価基準

別紙の評価基準により評価する。

4 契約予定者の決定方法及び最終審査結果の通知

- (1) 提案書等について、審査委員会において評価を行い点数化し、総合得点をもって最上位提案事業者を選出し、参加資格の確認を行った後、契約予定者として決定する。ただし、最上位提案事業者の総合得点が満点の6割（60点）に満たない場合は、契約予定者を決定しないことがある。
- (2) 総合得点の最上位提案事業者が2者以上となった場合は、提案金額が低い者を契約予定者とする。
- (3) 契約予定者が辞退した場合、又は契約予定者との契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合等は、次順位者を契約予定者とする。
- (4) 審査結果は、書面により通知する。
- (5) 提案書及び添付書類に虚偽の記載が判明した場合は、その提案は無効とする。また、契約予定者が決定した後に虚偽の記載が判明した場合には、契約予定者の決定を取り消すとともに、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者として扱う場合がある。
- (6) 参加表明書の提出日から審査結果の通知日までの期間において、参加表明書を提出した者（協力者を含む。）が、次に掲げる事項の一つに該当した場合には、その参加表明書を提出した者は失格となることがある。
 - ア 本業務に係るプロポーザルに関し、審査委員会委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
 - イ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- (7) 契約予定者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。このため業務を実施するにあたっては、町及び観光協会と協議して進めていくものとし、提案された内容の全てを実施することを保証するものではない。

5 審査結果の公表及び理由の説明

(1) 審査結果の公表

審査結果は下記を除いて非公開とする。

ア 提案事業者名

イ 契約予定者の提案金額

ウ 提案事業者全ての審査結果（得点）について一覧表で公表するが、提案事業者名は分からないよう記号で表記する。

(2) 審査結果に対する理由の説明

審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は、次により請求すること。

ア 請求期間 審査結果を通知した書面に記載

イ 請求場所 I－6事務局と同じ

ウ 請求方法 任意の様式による書面（ただし、規格はA4縦、横書きとし、法人名、部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを併記）により、持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

エ 回答時期 受理した日から5日以内（美浜町の休日を定める条例第1条に規定する町の

休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

Ⅳ 業務の実施

1 契約

(1) 契約の締結

町は、契約予定者と業務委託契約を締結する。(以下、契約を締結した事業者を「契約事業者」という。)ただし、Ⅲ－４(３)、(５)又は(６)による無効又は契約の辞退があった場合は、審査委員会が決定した優先順位の高い技術提案書の提出者を契約予定者として業務委託契約を締結する。なお、契約予定者は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとする。ただし、美浜町財務規則の定めにより免除する場合がある。

特定された技術提案書の提出者が、特定された後契約締結までの間にⅠ－３の各号に該当しないこととなった場合には、町は、業務の契約を締結しないことができる。その場合において、町は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(2) 契約内容及び実施条件

- ア 本業務の契約内容については、契約予定者の提出書類等に記載された内容を尊重し、町において定める。
- イ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。変更が認められる場合であっても、同等以上の能力を有する者を配置すること。
- ウ 契約金額は、技術提案書に記載された提案金額を上限として、美浜町財務規則の定めにより契約手続きを進める。

2 業務の進め方

- (1) 契約事業者は、契約締結後速やかに業務実施計画書(実施体制、工程表、各段階の成果物及び承諾事項を記載したもの)を提出し、町の承諾を得ること。
- (2) 原則として毎月1回以上、進捗報告及び打合せを行うこと。打合せは対面又はオンライン会議によるものとし、打合せ記録簿を作成して町に提出すること。
- (3) サイト構造設計、デザイン、コンテンツ制作、機能実装等の各段階において、町及び観光協会の確認・承諾を得ながら進めること。
- (4) 取材・撮影を伴う業務については、取材先との調整方法及び日程をあらかじめ町及び観光協会と協議すること。
- (5) 公開前に、町及び観光協会の職員を対象としたCMSの操作研修を1回以上実施すること。

3 成果物及び検査

(1) 成果物

- ア 公開済みのウェブサイト一式（CMS、テーマ、プラグイン、設定を含む。）
- イ ソースコード一式及びCMSの管理者権限
- ウ 設計書（サイトマップ、画面設計書、機能仕様書、システム構成図）
- エ 運用マニュアル（職員が日常更新を行うための手順書を含む。）
- オ 本業務において撮影・制作した写真、動画、イラスト等の原データ及び利用条件一覧
- カ SEO・アクセス解析の初期設定内容及び計測設計に関する報告書
- キ 業務完了報告書

※電子データは、USBメモリ等の記録媒体により提出すること。

（２）検査

受注者は、構築完了後に発注者の立会いのもとで動作確認及び検査を行い、検査完了後に引き渡すものとする。動作確認は、主要なブラウザ及びスマートフォンにおける表示確認並びに問い合わせフォーム及び予約・決済機能の動作確認を含むものとする。

４ その他

- （１）成果物（本業務において新たに制作した文章、写真、動画、デザイン、プログラム等をいう。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、検査完了と同時に発注者に帰属するものとし、受注者は発注者に対し著作権人格権を行使しないものとする。ただし、受注者又は第三者が従前から権利を有する汎用的なプログラム、ライブラリ、フォント等についてはこの限りでなく、この場合、受注者は発注者が本業務の目的の範囲で継続して利用できる条件を提案時に明示すること。
- （２）受注者は、成果物が第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害しないことを保証しなければならない。素材の使用許諾又は被写体の承諾が必要なものについては、その範囲、期間及び費用を提案時に明示し、当該費用は本業務に含めること。
- （３）受注者は、問い合わせフォーム及び予約・決済機能において取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び美浜町の定めるところにより適切に管理すること。なお、クレジットカード情報は、受注者及び発注者が管理するサーバに保持しない方式（決済代行事業者への遷移又はトークン方式）とすること。
- （４）受注者は、常時SSL化、CMS及びプラグインの脆弱性への対応、不正アクセス対策並びに定期的なバックアップの仕組みを講じること。
- （５）ウェブアクセシビリティについては、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに配慮した設計とすること。
- （６）本業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により町の承諾を得ること。
- （７）検査完了後１年間は、受注者の責めに帰すべき事由による不具合について、受注者の負担により修補すること。
- （８）受注者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

- (9) 検討すべき事項が発生した場合又は疑義が生じた場合は、発注者と契約事業者で別途協議することとする。
- (10) 町が技術提案書を適正と認めた場合、当該技術提案書に係る成果物の性能、機能及び品質等については、契約事業者が保証するものとする。
- (11) その他不明な点については、I-6 事務局に照会すること。

V 技術提案に関する要件

1 業務の対象

- (1) 一般社団法人若狭美浜観光協会が運営する観光情報ウェブサイトの全面リニューアル
- (2) サブドメインで運用されている「美浜においで！」等の統合
- (3) オンライン予約・決済機能の実装
- (4) SNS 連動設計

2 前提条件

- (1) ドメイン 新サイトのドメインは、現行の観光協会サイトのドメインを継続して使用することを基本とする。統合するサブドメインについては、旧 URL から新 URL への恒久的な転送を漏れなく設定すること。
- (2) サーバ等 サーバ（レンタルサーバ、クラウド等）の選定、契約及び初期設定は本業務に含む。選定にあたっては、想定アクセス数（夏季の繁忙期を含む。）に耐えうる構成とし、公開後の月額費用を明示すること。
- (3) CMS 特集記事、モデルコース、お知らせ等の更新頻度の高いコンテンツについて、専門知識を有しない職員が更新できる CMS を導入すること。ライセンス費用が発生する場合は、その額と負担区分を明示すること。
- (4) ページ数 トップページ、詳細ページ及び固定ページを合計 114 ページ以上構築すること。カテゴリごとの想定ページ数は仕様書によるものとする。
- (5) コンテンツ 既存コンテンツの移行方針（再利用・改稿・新規制作の別）及び新規取材・撮影の範囲を明示すること。「泊まる」カテゴリのうち 20 ページに掲載する「女将インタビュー」は、サブドメインで運用されている「美浜においで！」より引用する。
（記事に記載されている情報〔宿の料金・メニュー・部屋数等〕が古い場合は、現状に合わせ更新すること。）
- (6) SNS 連動対象 SNS は Facebook、Instagram、TikTok、YouTube、Cool Japan Videos 等を想定する。連動対象の SNS は発注者と協議の上決定するものとする。
- (7) 多言語対応 本業務では必須としないが、将来的な多言語展開を見据えた構造とすること。提案に含める場合は、対応言語及び費用を内訳に区分して記載すること。

3 提案を求める事項

技術提案の内容（様式7）は、次の各項目について記載すること。図示する場合や表を掲載する場合等、所定の様式に記載することが困難な場合には、別紙に図面等を添付することも可とする。

項 目	記 載 事 項
1 提案事業者	（1）提案事業者の概要 提案事業者の名称、所在地及び連絡先、代表者の職・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容、ウェブサイト構築に係る主な業務実績を記載すること。協力者（協力事業者）を得て実施する場合は、同様に概要を記載すること。 （2）業務実施体制、人員配置、技術者の配置 本業務を実施するための組織体制（役割分担を含む）、総括責任者、ディレクター、デザイナー、エンジニア、編集・ライター（取材担当）等の氏名、人員配置、技術者の配置状況等について、図等を用いて記載すること。協力者を得て実施する場合は、当該事業者も含めて記載すること。取材・撮影を担当する者の体制及び稼働可能日数を明記すること。
2 事業理解と全体方針	（1）本業務に対する理解と課題認識 第二次美浜町観光振興計画及び仕様書に示す現行サイトの課題について、独自の分析を加えて記載すること。 （2）サイトコンセプト 「カタログ型」から「体験提案型」への転換を実現するためのサイトコンセプトを記載すること。 （3）ブランドサイトとの役割分担及び相互送客 美浜町ブランドサイトとの役割分担、相互送客の動線、特設バナー等によるライト層から地域回遊層への顧客ランクアップの工夫を記載すること。
3 サイト設計・デザイン	（1）サイト構造・情報設計 カテゴリの統合・再編方針、サイトマップ案、114 ページ以上の情報をユーザーに迷わせないためのナビゲーション及び検索導線の設計を記載すること。 （2）デザイン方針・ビジュアル表現 旅行雑誌のような視覚的訴求力の高いレイアウトの考え方、人物を主役とした写真の活用方針を記載し、トップページ及び主要な下層ページのデザインイメージを添付すること。 （3）CMS 及び更新性 採用する CMS、その選定理由、専門知識を有しない職員による更新を可能とする工夫、権限管理の考え方を記載すること。 （4）表示性能・レスポンス対応・アクセシビリティ スマートフォン対応、表示速度の目標値及びその実現方法、アクセシビリティへの配慮を記載すること。 （5）回遊設計 個別の店舗・宿泊ページ等の下層ページへ誘導する動線設計を記載すること。モデルコース、関連記事の表示、地区別の導線等、滞在時間及び回遊ページ数を高める工夫を記載すること。
4 SNS との連動方法	（1）SNS 連動 SNS からサイトへの流入及びサイトから SNS への双方向動線の提案。
5 機能要件	（1）オンライン予約・決済 「まち旅博覧会」「サステナブルツアー」等の予約・決済機能について、採用するシステム又は実装方式、対応する決済手段、決済手数料、予約管理・キャンセル処理の運用フロー、セキュリティ対策を記載すること。 （2）その他の機能 問い合わせフォーム、パンフレットの PDF ダウンロード、地図・アクセス表示、お知らせ配信、アクセス解析の実装方針を記載すること。

項 目	記 載 事 項
6 業務スケジュール	主な工程ごとにスケジュールを記載すること。あわせて、スケジュールの基本的な考え方（何を優先してスケジュールを設定したのか等）を記載するとともに、令和9年3月末までの確実な公開に向けたリスクとその対応策を記載すること。
7 公開後の運用・保守	公開後の運用支援及び保守の内容（サーバ・CMSの保守、脆弱性対応、バックアップ、問い合わせ対応、改善提案等）、想定する年間費用及び体制を記載すること。なお、公開後の保守費用は本業務の提案金額とは区分して記載すること。
8 提案金額	提案金額の総額及び主な内訳（企画・設計費、デザイン費、システム構築費、取材費、予約決済機能実装費、サーバ等初期費用、その他）を記載すること（消費税及び地方消費税抜き）。あわせて、提案金額の抑制を図るために工夫を行った場合は、その内容を記載すること。
9 その他独自提案	これまでの実績等に基づき、本業務の実施に資する独自の提案がある場合、その内容を記載すること。

(別紙)

評 価 基 準

- (1) 提案書及びプレゼンテーションに基づき、評価項目毎に評価する。
- (2) 評価は点数化し、審査委員 1 人あたり 100 点満点とする。
- (3) 各委員の点数を合計し、総合得点をもって最上位提案事業者を選出する。

評価項目	評 価 内 容
①業務実施体制	・体制（総括責任者・技術者の配置、組織、人員、協力者等）が本業務の規模に対して充実しているか。 ・提案事業者及び協力者が本業務に類似した業務実績を有しているか。特に観光・地域振興分野及び公的団体での実績を有しているか。 ・配置予定技術者の経歴・資格が業務内容に適合しているか。
②事業理解と全体方針	・第二次美浜町観光振興計画の趣旨及び現行サイトの課題を的確に理解しているか。 ・「カタログ型」から「体験提案型」への転換について、説得力のあるコンセプトが示されているか。 ・ブランドサイトとの役割分担及び相互送客の動線、顧客ランクアップの工夫が具体的か。
③サイト設計・デザイン	・カテゴリの統合・再編及びサイトマップ案が適切で、114 ページ以上の情報をユーザーが迷わず回遊できる設計となっているか。 ・旅行雑誌のような視覚的訴求力があり、人物を主役とした写真の活用により親近感と臨場感が演出されているか。 ・CMS の選定が妥当で、専門知識を有しない職員でも無理なく更新できる仕様となっているか。 ・スマートフォン対応、表示速度、アクセシビリティへの配慮が十分か。 ・サイト内の回遊設計が具体的か。
④SNS との連動方法	・SNS との双方向動線が具体的かつ効果的か。
⑤機能要件	・オンライン予約・決済の実装方式が妥当で、協会の自主財源確保に資するものとなっているか。 ・決済手数料、運用フロー、キャンセル処理等が明確で、観光協会が無理なく運用できるか。 ・個人情報保護及びセキュリティ対策が適切に講じられているか。
⑥スケジュール・進行管理	・令和 9 年 3 月末までの確実な公開に向けた工程が現実的か。 ・リスクの想定と対応策が示されているか。進捗管理・協議の方法が明確か。
⑦運用・保守	・公開後の運用支援・保守の内容及び体制が適当か。 ・公開後に想定される費用が明示され、継続的な改善提案が見込めるか。
⑧提案金額	・提案金額について、妥当性かつ経済性を見込んだ積算がされているか。（別に定める算定式により評価する。）